

特定臨床指標6 【栄養科】

入院栄養食事指導割合

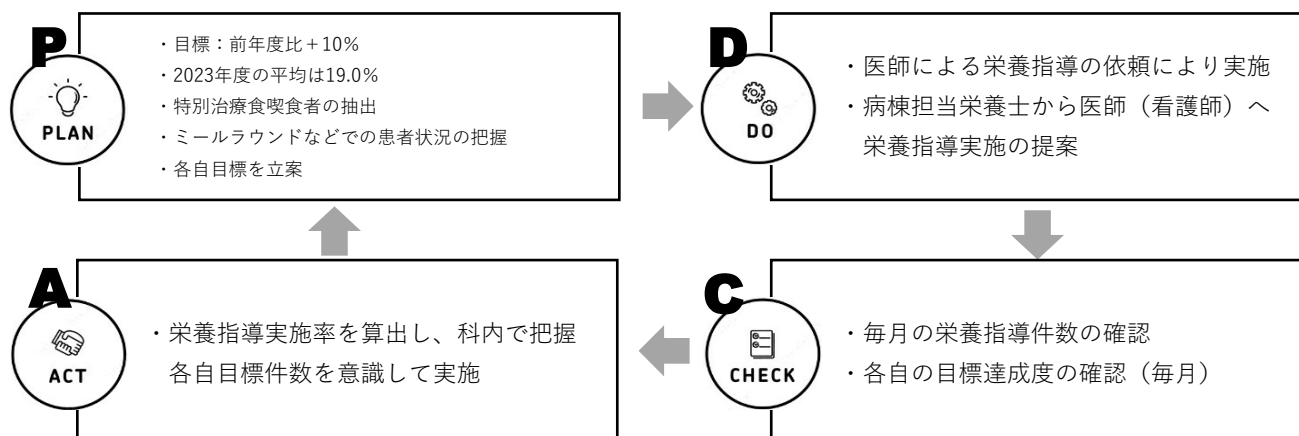
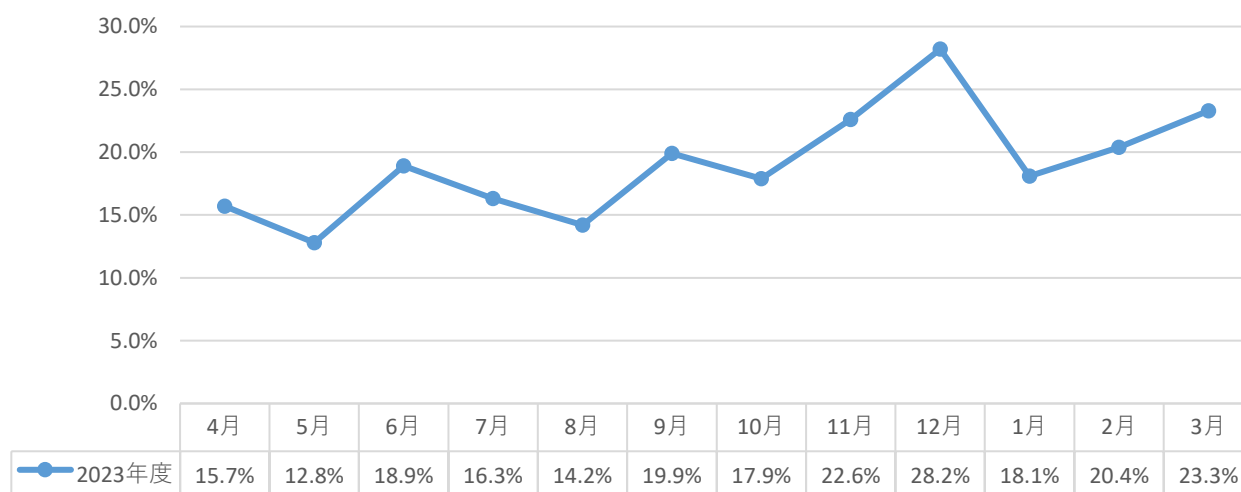


特別治療食（一般食以外の食事）を喫食されている患者に対し、入院栄養食事指導（栄養指導）を実施した割合です。栄養指導は、医師からの依頼で行った個別栄養相談のほか、病棟担当栄養士から医師への提案により食事のオリエンテーションを病棟で実施した件数です。栄養指導の対象は、医師が必要と認めた者、またはがん患者、摂食機能または嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者です。管理栄養士が医師の指示に基づき、患者ごとに生活条件や嗜好に配慮した食事計画などを紹介し、療養のために必要な指導を行った際に指導料が算定できます。食事のオリエンテーションは治療食への理解を深めること、退院後の食事療養実践を目的に実施しています。数値がより高い方が望ましいです。（患者サービスに貢献していると考えられます）

入院栄養食事指導割合

定義

分子：栄養指導件数（対象となる患者へ指導し、診療報酬を算定できた件数）
分母：入院患者のうち一般食以外の食事の喫食者



■2024年度 実施内容と評価

実施内容

月毎に栄養指導件数を把握、実施率をグラフ化し、科内で共有した。また、常に科内全体の目標達成状況を各自確認できるようにし、目標達成に向けた業務のすすめ方を意識した。

評価

2024年度の平均は34.2%で、前年度比+15.2%上昇した。